

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 8	地方税の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	(2) 1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。 都市計画税については、次のとおりとする。 (ア) 酒田市と八幡町の現行の課税区域及び税率を新市に引き継ぐ。 (イ) 不均一課税は、5年以内に制限税率に統一する。

所管部会・分科会      総務部会 税分科会

都市計画税

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<b>【対象】</b> 基準日1月1日に都市計画区域内の市街化区域全域、及び市街化調整区域内で酒田市都市計画税条例で定められた区域に存在する土地、家屋の所有者に対して課税	<b>【対象】</b> 基準日1月1日に都市計画区域内で八幡町都市計画税条例で定められた区域に存在する土地、家屋の所有者に対して課税	<b>【対象】</b> 都市計画区域の用途指定地域はありません (都市計画税条例はありません)	<b>【対象】</b> 都市計画区域の用途指定地域はありません (都市計画税条例はありません)	都市計画税については、次のとおりとする。 (ア) 酒田市と八幡町の現行の課税区域及び税率を新市に引き継ぐ。 (イ) 不均一課税は、5年以内に制限税率に統一する。
<b>【税率】</b> 0.3 / 100	<b>【税率】</b> 0.25 / 100			
<b>【納期限】</b> 固定資産税と同じ	<b>【納期限】</b> 固定資産税と同じ			
<b>【住宅用地に対する課税標準の特例】</b> 小規模住宅用地 1 / 3 住宅用地 2 / 3	<b>【住宅用地に対する課税標準の特例】</b> 小規模住宅用地 1 / 3 住宅用地 2 / 3			